

○奈良教育大学学外端末接続規則

(平成 19 年 3 月 16 日規則第 27 号)

改正 平成 23 年 3 月 24 日規則第 22 号 平成 26 年 3 月 20 日規則第 15 号
令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良教育大学キャンパスネットワーク利用規則(平成 19 年奈良教育大学規則第 25 号。以下「ネットワーク規則」という。)第 7 条の規定に基づき、学外端末を用いて奈良教育大学キャンパスネットワーク(以下「キャンパスネットワーク」という。)に接続すること(以下「VPN(Virtual Private Network)接続」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 学外端末とは、奈良教育大学(以下「本学」という。)が設置している端末以外から公衆回線を介し接続する端末をいう。

(利用目的)

第 3 条 VPN 接続を利用する目的は、ネットワーク規則第 2 条に準ずる。

(利用資格)

第 4 条 VPN 接続を利用できる者は、ネットワーク規則に規定する利用者 ID(Identification)を取得している者とする。

(利用申請・承認等)

第 5 条 接続を希望する者は、所定の学外端末接続申請書を、情報センター長に提出しなければならない。

2 情報センター長は、前項の申請書を受理し、適当と認めた者(以下「接続者」という。)については、接続 ID とパスワードを発行する。

3 接続の有効期限は、当該年度内とする。ただし、本学の職員については在職期間中、本学の学生については在学期間中は、自動的に更新されるものとする。

(禁止行為)

第 6 条 接続者は、利用に際し、次の行為をしてはならない。

(1) ネットワーク規則第 6 条に準ずる行為

(2) 本学の情報を第三者に提供する行為

(3) 学外端末を使用し又は中継して、キャンパスネットワークと他機関のネットワークと接続又は中継する行為

(利用の停止・取消し)

第 7 条 情報センター長は、次の各号の一に該当する接続者について、利用を停止することができる。

(1) 前条に規定する禁止行為を行ったとき。

(2) 学外端末接続申請書の記載内容に虚偽があったとき。

(3) キャンパスネットワークの利用を停止されたとき。

(4) キャンパスネットワークの利用資格を取り消されたとき。

(5) この規則の遵守義務を怠ったとき。

2 情報センター長は、前項に定める行為等を行った者に対し、情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）の承認を経て、利用資格を取り消すことができる。

（接続者の義務）

第8条 接続者は、接続 ID 及びパスワードが第三者にもれたときは、遅滞なく、情報センターに届け出なければならない。

2 接続者は、国内外の他のネットワークを経由するとき、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければならない。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、委員会の承認を経て、情報センター長が決める。

附 則

この規則は、平成 19 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日規則第 22 号)

この規則は、平成 23 年 3 月 24 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日規則第 15 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。